

## 平成28年11月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成28年11月10日(木) 午後3時01分から午後4時40分まで
- 2 開催場所 大山町役場大山支所
- 3 出席委員 (26人)

会長	29番	中川 幸應			
委員	1番	尾崎 幹男	15番	高虫 秀樹	
	3番	川上 英章	16番	馬田 雄一郎	
	4番	入江 英之	17番	田中 祥二	
	5番	岡田 幸正	18番	尾古 礼隆	
	6番	田中 喬	19番	片山 良孝	
	7番	前田 繁昌	20番	高見 昌治	
	8番	岩波 宏承	22番	篁津 文彦	
	9番	枝谷 凱之	23番	黒見 憲治	
	10番	片桐 研二	25番	遠藤 幸子	
	11番	原 祥二郎	26番	吹野 正幸	
	12番	伊澤 卓司	27番	森田 信也	
	13番	徳永 健	28番	遠藤 光則	
	14番	大原 広巳			
- 4 欠席委員 (3人) (2番 村上 茂夫、21番 岸本 耕二、24番 米澤 誠一)
- 5 遅刻委員 (1人) (27番 森田 信也)
- 6 早退委員 (1人) (28番 遠藤 光則)
- 7 議事録署名委員の決定 (3番 川上 英章、4番 入江 英之)
- 8 会務報告 (別紙)
- 9 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 非農地証明願いについて
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
  - 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
  - 議案第6号 大山町農業振興地域整備計画の変更について
- 10 報告事項
  - (1) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
  - (2) その他

11 その他

- (1) 定例会の日程（案）について
- (2) 農業委員会制度改革検討委員会の検討案について
- (3) その他

12 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
主任	山根圭
事務補助員	山根江利子

### 1 3 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長のご挨拶で開会してまいりたいと思います。

---

議長 皆さん、こんにちは。本日は秋の農作業等、大変お忙しい中を11月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

先月の10月21日の金曜日には、鳥取県農業会議の第7回の常設審議委員会が、倉吉市山根の県立倉吉体育文化会館の二階の小研修室にて開催されました。その審議委員会の審議事項としては、農地法第4条並びに第5条の規定に基づく意見聴取事案について、を審議して全て承認となりました。続いて、協議報告事項としては、平成28年度農業委員会特別研修大会の開催について、二番として、平成28年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について等の協議報告等があり閉会となりました。

また、審議委員会当日の午後2時過ぎには、鳥取県中部地震が発生いたしました。研修会場の倉吉体育文化会館も被害を受けて、現在は使用不能というような状況になっております。以上、鳥取県農業会議の第7回の常設審議委員会の会の報告を終わります。

続いて10月26日、水曜日に、平成28年度鳥取県西部地区の農業委員会会長協議会の臨時総会が日野町役場の本庁2階の大会議室にて開催されました。その臨時総会の主な内容としては、臨時総会と研修会が開催されて、その研修内容としては、農業委員会を取り巻く情勢について、二番目として、株式会社優裁の海藻農法の取り組み活動等についてと題して、それぞれの講師の先生の講演があつて閉会となりました。以上、鳥取県西部地区農業委員会会長協議会の臨時総会・研修会の報告を終わります。

つきましては、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様のご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いをいたします。

---

議長 続きまして、本日の出席人数ですが3名の方が欠席でございます。2番委員さん、21番委員さん、24番委員さん、3名の方が欠席でございます。それから27番委員さんがちょっと遅れるようでございます。

従いまして、29名中25名の出席ということでございます。大山町農業委員会会議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が成立したことをここに宣言をいたします。

続きまして、最近、定例会での遅刻者が多いようでございますので、皆様ご出席でございますので時間厳守にてお集まりいただきますようお願いしたいというふうに思います。どうか、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議事録署名委員の決定でございますが、3番委員さんよろしくお願いをいたします。続きまして4番委員さん、よろしくお願いをいたします。

---

議長 続いて4番の会務報告に入らせていただきます。事務局の説明をお願いします。

事務局 【会務報告】

- ・(10月 5日) 中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- ・(10月11日) 10月委員会案件現地調査について。  
10月定例農業委員会について。  
遊休農地課税強化対策検討会について。
- ・(10月13日) 農地中間管理事業検討会について。
- ・(10月17日) 名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- ・(10月18日) 担い手への農地集積に関する市町村及び農業委員会事務局担当者会議について。
- ・(10月21日) 第7回鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- ・(10月26日) 西部地区農業委員会会長協議会臨時総会・研修会について。
- ・(10月28日) H27農地利用意向調査分担い手機構貸借希望地現地確認について。
- ・(11月1、2日) 大山山麓広域営農団地事業推進協議会視察研修について。
- ・(11月 2日) 香取地区耕作放棄地再生事業及び除礫事業完成式について。

今後の予定についてはご覧いただきたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようにございますので、次に進みたいと思います。

---

議長 5番の議事日程に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号35番、○○○○○△△△△外3筆、譲渡人、○○町○○△△△番地△、□□□さん、譲受人、○○町○○△△△番地△、◇◇◇◇さん、こちらは売買で全体で※※万円と伺っております。番号36番、○○○○○△△△-△、譲渡人、○○○○○△△△番地、□□□さん、譲受人、○○県○○市○○町○○△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらは売買で10a当たり※※※万円と伺っております。番号37番、○○○○○△△△-△、譲渡人、○○町○○△△番地、□□□□さん、譲受人、○○県○○市○○町○○△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらでも売買で10a当たり※※※万円と伺っております。番号38番、○○

〇〇〇〇〇△△△△-△外2筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地△△、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△△番地、農事組合法人◆◆◆◆◆さん、こちらも売買で10a当たり※※万円と伺っております。尚、〇〇〇〇〇〇〇△△△△-△、△△△△-△、△△△△-△はいずれも登記地目は原野となっておりますが、現況は畑となっております。番号39番、〇〇〇〇〇△△△△外5筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらは贈与と伺っております。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思っております。35番と39番について、8番委員さん、よろしく願いをいたします。

8番委員 8番です。今朝9時から、10番委員さん、19番委員さん、事務局2名と私と5名で現地を確認してまいりました。

35番につきましては、田が2枚、畑が2枚ともきれいに耕作してあり問題はないのではないかと思います。次に39番、〇〇の□□さんの分ですけど、これ6枚ともきれいに芝が植わっておりまして、これも問題はないのではないかなと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして番号36番と37番について、19番委員さん、よろしく願いをいたします。

19番委員 19番です。よろしく願いいたします。先程ありましたように今朝9時から事務局2名と8番委員さん、それから10番委員さん、5名で現地を見させてもらいました。36、37ともですね、近隣地からの果樹も移植してありますので非常に適切に処理される、ということじゃないのかなというふうに思いましたのでご報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、番号38番に対して10番委員さん、説明をよろしく願いいたします。

10番委員 10番です。午前中、8番委員さんと19番委員さん、事務局とで5人で現地を見てまいりました。原野化していたのを整地されてきれいに農地としてありましたので問題無いと思っております。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。



らされるような計画にもなっております。更に当初計画では分筆して申請書の西側部分を農地として残す予定としておられましたけども、今回の変更でメンテナンス用の通路並びに駐車スペースを確保したいということで計画されておりました、農地一筆全体を使った計画となっております。6月の定例会でも申し上げておりますけども、農地としては300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等がある農地でありますので第3種農地に該当します。番号20番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地△、■■■■さん、譲受人、〇〇県〇〇市〇△△△番地、◆◆◆◆◆◆有限会社さん。こちらの転用の目的は太陽光発電施設となっております。こちら農地区分は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地に該当します。こちらの転用案件も先程と同様に50kwの最大の発電量を確保したいということでパネルの枚数が多くなっております。68kw分のパネルの設置を計画されております。また、こちらの案件も図面を7ページのほうに付けておりますけども、こちらメンテナンス用の通路・駐車場を予定されておりました、1,808㎡ということで面積が広い計画となっております。5ページから位置図、図面等を付けておりますのでご覧下さい。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号19番と20番について10番委員さんよろしくお願いをいたします。

10番委員 10番です。午前中、委員3名と事務局と5名で現地を確認してまいりました。19番は事務局が説明されたように、以前、許可申請をされたところの変更ということで問題無いと思います。20番も問題無いと思います。以上、報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたしますので賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

---

議長 続きまして議案第3号、非農地証明願いについて、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願います。

事務局 はい、失礼します。議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号8番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇△△△△-△△、申請人は〇〇県〇〇市〇〇〇△△△番地△△、●●●●さん、こちら事由といたしましては20年

以上前から耕作しておらず原野化しているということでございます。番号9番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇△△△△-△、△△△△-△、△△△△-△、申請人は〇〇〇〇〇〇△△△番地、●●●●さん、こちら事由といたしましては20年以上前から耕作されておらず山林化しております。番号10番、土地の所在は〇〇〇〇〇△△△-△、申請人は〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇△△△番地△、●●●●さん、こちら事由としましては40年以上前から家が建っております。次のページから位置図を付けておりますのでご覧下さい。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思っております。番号8番と9番について、10番委員さん、よろしくお願ひします。

10番委員 10番です。午前中、委員3名と事務局2名の5名で現地を確認してまいりました。これは自宅の駐車場に出入りするということで、20年以上前から耕作されていない土地なんでして、これを農地に戻せっていうのはちょっと無理だなと思ひまして見て帰りました。9番、これはもう耕作されていないということで山林化していて杉や松とかそういうのが大木になっていましたので、これも良いと思ひますので審議の方よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、番号10番に対して8番委員さん、よろしくお願ひいたします。

8番委員 8番です。今朝ほどから委員3人と事務局2人の合計5人で確認してまいりました。これも田というより宅地に家が建ったような状態で、もうどうすることも出来ませんし、これも仕方がないではないかなと感じております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第3号、非農地証明願ひについて、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

---

議長 続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼します。ページが11ページからになります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしている

と考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

---

議長

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局

はい、失礼します。22ページからになります。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(27番委員、15時51分着席)

---

議長

続きまして議案第6号、大山町農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局

はい、失礼します。ページが25ページになります。

議案第6号、大山町農業振興地域整備計画の変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

ページの右側になりますけども、農林水産課の方から照会がきております。この度、町の方で町全体の農業振興地域整備計画の全体見直しをされることとなりました。町全体ですので、今回は図面が付いておりません。筆数もいっぱいありますので図面は付けておりません。この後、詳細につきまして◎◎局長の方から説明をさせていただきます。以上です。

議長  
事務局

よろしく申し上げます。

失礼いたします。お手元にお配りをしております一枚もの、大山町農業振興地域整備計画の変更について、これをご覧下さい。

先程、◎◎の方から図面を議案のほうには膨大な量になりますもので付けていないという説明をいたしました。図面自体は、この場には持って来ております。ご覧になれる状態にはしている事をご了解いただきたいと思います。では、説明させていただきます。

農業振興地域の整備計画、これは大山町内の農地の内、農用地区域を設定したり、あるいは農業用施設用地を設定したりということで農業に有効に活用するような農地を一筆毎に指定していくというような計画でございます。概ね5年に1回程度、全体を見直しをするというような形になっておりますが、大山町では直近の全体見直しは26年の9月に行われております。従いまして、まだ2年程しか経っていないわけですが、その2年の間に国の方で、お手元にお渡ししております資料の2番目になりますが、国の方では去年の12月に農用地等の確保等に関する基本指針というふうなものが公表されまして、それを受けて県は今年3月に県全体をまとめた農業振興地域整備の基本方針というものを見直しが行われております。今回の全体見直しは、これに基づいて全県下、全市町村が実施をするという中の流れのものでございます。具体的な今回の変更内容につきましては4番以下に記載がされております。今現在、2年前に見直しをされた計画では、農用地区域の面積はざっとですが4、275ha程ございました。それを今回の見直しによって、4、158.55haに見直しを行います、という計画です。117.18haを農用地区域から除外すると、トータルでという話ですけども、そういう計画になっております。農地毎や区分毎については括弧のほうに記載されております。その農用地区域への編入や除外の細かい部分はその下の表に載っておるところでございまして、新たに農用地区域に編入するものが、一番右側の計というところになりますが、編入したいというのが16.77ha、筆数にして42筆あるということでございます。真ん中ですが、それとは別に農用地であったところを除外すると、除外したいという面積が139.03ha、1881筆あるということでございまして、あと用途変更というのが農用地から農業用施設用地に変更するというようなものでございますが、そこに記載の面積と筆数があるということでございます。これの考え方がその黒いひし形で記載されております。どういう考え方で、こういう編入や除外をするような計画を作ったかというようなことでございますが、まず編入するという部分につきましては中間管理事業の重点地区に位置付けられておったりして、今後、担い手への集積が見込まれるような区域、こういうものについて今回新たに農用地区域に編入をしたということでございます。それから、その他集团的農地、振興地域の整備法の中で10ha以上が基準になっておりますが、集团的な農用地で今後も農業振興が図られる見込み

があるというものを含めて編入をされております。片方で除外をどういう考え方で行ったかということですが、これは直近の今年の荒廃農地調査、これは農業委員会と一緒に農地パトロールという形で農林課の職員が随行して共同で実施した、そのものの農業委員会では利用状況調査という調査になりますが、この農振法の絡みの中では荒廃農地調査というようなものになりますが、そのB分類、再生利用が困難だと、もう非農地化しているというふうに調査で判断されたものを参考にしながら、周辺の農業生産に悪影響を及ぼさないような土地を選定して除外していったというようなことですが。あるいは、そういう除外をした結果、集団性が無くなってしまったような農地、こういうものも農用地区域からは除外をされているということで、そういうものの編入や除外をしたということでプラスマイナス117.18ha、これを農用地から除外するというような計画となっております。以上でとりあえず説明は終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

19番委員 ちょっと、すみません。

議長 はい、どうぞ。

19番委員 19番ですけども。編入されてるのは、例えば田んぼにしますと3筆で1反6畝ですか、面積が非常に小さいんですけども、これらの編入されているというのは一応、その地主とかそういうものの了解は得てるということなんですかね。

事務局 よろしいでしょうか。

議長 はい、お願いします。

事務局 この農振計画というのは、町が定めるという事になっておりまして、農家さん、所有者さんの意見等の場合によっては聞く場合もございますが、必ずしも聞く必要はないというような設定の仕方ですので、その辺りまではちょっと把握してなくて申し訳ありません。例えばですが、新たに補助事業等、あるいは中山間事業等とかですね、そういうような事業をする場合には基本的に農振農用地区域でないと事業の対象にならないというような部分もございますので、そういう部分絡みなのかなという気もしなくはない、定かではありませんが。そういうような感じだと思います。

19番委員 影響は非常に大きいと思いますんで。除外された人は良いかもしれませんが、農用地区域ですね、編入された人は小さな端々のものをですね、入れられるというのは大きいんじゃないですかね。

事務局 議長。

議長 はい。

事務局 憶測でしか言えなくて申し訳ないです。細かい部分一筆毎がどういう絡みで編入されたかというのは、はっきり把握はしてありませんが、二年前の全体見

直し、この辺りがですね、非常に精度の低いものでもございました。二年前に全体見直しをするまでは旧市町村、合併以降は全く見直しがされていないものを二年前に全体見直しをしたということで編入とかですね、あるいは除外という部分に十分な検討を加えられていない部分が結構あったように私自身感じております。そういう部分の調整的な部分として編入されたり除外されたりした部分があるのではないかというふうに思います。調査可能なら、図面でこのあとでも確認をしたいと思います。

議長 それ以外に何かございますでしょうか。(沈黙) ないようでしたら採決に入らせていただきたいと思います。

議案第6号、大山町農業振興地域整備計画の変更について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認されました。

28番委員 議長。

議長 はい。

28番委員 28番ですけど。誠に申し訳ございませんが、途中で退席の許可をいただいても良いでしょうか。よろしいでしょうか。

議長 はい。

28番委員 ありがとうございます。皆さん、申し訳ございません。途中で退席させていただきます。失礼します。

(28番委員、16時5分退席)

---

議長 続きまして6番の報告事項でございますが、(1)公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、ということで後から見ていただければ結構かなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。(2)番のその他ですが、何かございますでしょうか。(沈黙) 皆さんの方で(2)番、その他で何かございますでしょうか。(沈黙)

---

議長 ないようでしたら7番のその他に入らせていただきます。

(1)番、定例会の日程について、ということで12月の定例会を12月9日、金曜日、午後3時より、ここ大山町役場大山支所の第1会議室にて開催いたします。続いて1月の定例会ですが、1月11日の水曜日です。午後3時より、場所を大山町の保健福祉センターなわに変えて開催いたしたいと思います。定例会終了後に農地中間管理事業の研修会を予定しております。また、その後新年会を計画しておりますのでよろしくお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

議長 続きまして、農業委員会制度改革検討委員会の検討案について、ということ

で事務局の説明をよろしく願いをいたします。

事務局

【その他】

- ・農業委員会制度改革検討委員会の検討案について。

議長

はい。今、農業委員会制度の改革の検討委員会の検討（案）が事務局より説明がありましたが何か皆さんの方で質問等がありますでしょうか。（沈黙）ないようでしたら、3回検討委員会を重ねておりますが、こういう方向性で向かっていても良いということでしょうか。（沈黙）町長への説明会等がございますので、その方向で進もうと思っても、町長がまた何か発言されるかもしれませんし、多少は不確定でございますが、だいたいこういう方向で進めさせてもらっても良いでしょうかね。（はい、との声あり）はい。なら、そういう方向で進めさせて下さい。ありがとうございます。

議長

（3）番のその他で事務局の方ありますか。

事務局

【その他】

- ・農業委員手帳について。
- ・利用意向状況調査について。
- ・農地部会について。

議長

皆さんの方で、その他で何かございますでしょうか。（沈黙）ないようですので、これにて平成28年度11月大山町定例農業委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長 中川 幸應

議事録署名委員 川上 英章

議事録署名委員 入江 英之

: 備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。